

事業経営者の方は
償却資産の申告を

平成30年1月1日現在、市内に償却資産をお持ちの方は、その所有状況を1月31日までに申告してください。なお、申告書は平成29年12月1日に郵送しました。該当する資産をお持ちの方で、届いていない方は、ご連絡ください。

また、「eLTAX」による電子申告ができます。利用方法等の詳細は、eLTAXホームページ (http://www.eltax.jp) をご覧ください。

※償却資産とは、土地・家屋以外の資産で、建築設備、駐車場の舗装路面、機械、装置、運搬具、器具、備品などの事業に使用している資産

●資産税課家屋係（市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9821）

東児童館の運営委託
事業者を決定

公募型プロポーザル方式により事業者の再選定を行い、次の事業者に決定しました。

■事業者名 特定非営利活動法人ひろこらぼ

●児童青少年課児童青少年係 (☎042-387-9847)

名誉市民選考委員会委員
選任結果

公募委員選考基準により、次の方々に委員に選任しました。

▽清水学さん、中重喜代子さん、中村彰宏さん（いずれも公募市民）

●広報秘書課秘書係 (☎042-383-1111 内線2005)

市・都民税(住民税)、所得税および復興特別所得税
間もなく申告の時期です

申告期間は

2月16日(金)～3月15日(木)

市・都民税(住民税)、所得税および復興特別所得税の申告の準備はお済みですか。期間内に、正しい申告をしましょう。

申告していただくのは、平成29年中の所得です。市・都民税の申告書は、2月9日(金)に市から、所得税および復興特別所得税(以下所得税)の確定申告書は1月下旬に武蔵野税務署から、前年の状況に応じてそれぞれ郵送します。用紙が届かなかった方や新たに必要になった方は、市または税務署で入手できます。

なお、同税務署では、2月14日(水)より申告書作成会場を開設します。(土曜・日曜日を除く)開設時間は午前8時30分～午後5時(相談は午前9時から)です。また、2月18日(日)、25日(日)は開場します。

市では、申告期間中の日曜日午前9時～午後1時に臨時窓口を開設して申告書の受け付けを行います。

※▷同税務署での受け付けは混雑状況により早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時までにお越しください▷作成済みの還付申告書は、1月から同税務署で受け付けています▷2月1日(木)～3月15日(木)は、同税務署の駐車場は利用できません▷確定申告書は、1月18日(木)から、市民税課でも配布します(数に限りがあります)

市・都民税の申告

所得が給与のみの方で勤務先から「給与支払報告書」が小金井市に提出されている方、所得が公的年金のみの方で支払先から「公的年金等支払報

告書」が小金井市に提出されることになっている方以外は、市・都民税の申告が必要です。

申告の際は、平成29年中の所得や控除に関する書類(源泉徴収票、生命保険や国民年金保険料の支払額証明書等)をご用意ください。

なお、所得税の確定申告をする方は、市・都民税の申告をする必要はありません。

国税庁ホームページで
確定申告書が作成できます

国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp/) の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。

作成した申告書はe-Taxで送信できるほか、プリントアウトして税務署に提出できます。また、申告書等の様式をホームページからダウンロードできます。

公的年金を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告をする必要がありません。ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている方は除かれます。

なお、この場合でも、所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

所得税の確定申告が不要の方でも、医療費控

除、各種保険料控除などを追加することで、市・都民税が減額となる場合があります。この場合、市・都民税の申告書の提出が必要となります。

医療費控除について

平成29年分の市・都民税の申告および確定申告から、医療費控除を受けるための手続きが変わりました。従来の医療費領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、領収書の提出は不要となりました。

※▷医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(市や税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)▷移行措置として、平成31年分までは、「医療費控除の明細書」に代えて、従来どおり領収書の添付または提示により申告することも可能です

税理士による無料申告相談

時 2月6日(火)～8日(木) 午前9時30分～11時、午後1時～3時

※混雑状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります

所 小金井 宮地楽器ホール

対 小規模納税者、年金受給者、給与所得者

※▷譲渡所得がある方は除きます▷相続税の相談は行っていません

他▷車でのご来場はご遠慮ください▷確定申告に必要な書類、前年の申告書等の控え、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは番号確認書類)等をご持参ください

問 武蔵野税務署個人課税部門 (☎0422-53-1311)

問▷市・都民税=市民税課市民税係(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9819)

▷所得税=武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1 ☎0422-53-1311)

こがねい未来通信



今年(昭和33年)10月1日に市制が施行されてから60周年を迎える節目の年です。本市の歴史を振り返り、現在を見つめ、未来を展望する年にしたいと思っています。また、東京2020オリンピック・パラリンピックへの機運醸成とも連動し、60周年記念事業の展開等により生み出されたレガシーが、将来に引き継がれつつ、小金井市のたくさんの魅力が発信され、市民の皆様とともに本市のブランドデザインを描いていく取り組みを深めていく年にしたいと考えています。

また、桜まつり、阿波踊り大会、小金井新能、なかよし市民まつり、お月見のつどい等は冠事業として開催される予定であり、実行委員会や市民の皆様のご協力により、アイディアや創意工夫が加えられた楽しい行事となることを期待しています。

昨夏には、60周年記念の機運醸成のため、こきんちゃんポロシャツを作成しました。小金井桜をモチーフにしたマシホルカードを発行できたことも良い契機となりました。昨秋に公募して多数寄せられた60周年記念のシンボルマークとキャッチコピーは市民による投票が行われ、小金井らしさを巧みに表現したシンボルマークと心温まるすてきなキャッチコピーが決定しました。その結果は、今月5日に開催された新春市民のつどいで発表するとともに、本紙一面でも紹介しています。

紙一面でも紹介しています。ご協力いただいた皆様にご心から御礼を申し上げます。本年10月7日に小金井宮地楽器ホールで開催予定の60周年記念式典では、郷土芸能、市政功労者表彰、名誉市

民証贈呈、市歌発表等を検討しています。本市では、市の花・木・鳥・虫を、それぞれ桜・けやき・かわせみ・カンタンと定めるとともに、市のイメージキャラクター「こきんちゃん」がありますが、新たに市の歌も制定します。作成に際しては、選定委員会を設置し、ふるさと小金井への思いを公募して歌詞に取り入れ、専門家の力もいただきます。幅広い世代に長く親しまれ、さまざまな場面で活用される歌を作成したいと思っています。

また、桜まつり、阿波踊り大会、小金井新能、なかよし市民まつり、お月見のつどい等は冠事業として開催される予定であり、実行委員会や市民の皆様のご協力により、アイディアや創意工夫が加えられた楽しい行事となることを期待しています。

西田真一郎